債権者集会招集

平成１４年（フ）第２４号
秋田市千秋矢留町９番４号
破産者　同和住研工業株式会社
１　期日　平成22年10月21日午後２時
２　会議の目的　第３回債権者集会、破産管財人の任務終了による計算報告、破産廃止に関する意見聴取、異議ないとき併せて破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年８月30日
秋田地方裁判所民事第２部

平成１４年（フ）第１７０号
秋田市山王沼田町10番27号
破産者　株式会社栗原組
１　期日　平成22年10月21日午後１時30分
２　会議の目的　第３回債権者集会、破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年８月30日
秋田地方裁判所民事第２部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３１０６号
大阪府茨木市東奈良２丁目１番２―505号
破産者　松宮　喜久
異議申述期間　平成22年10月28日まで
平成22年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４５号
熊本県八代市清水町２番69号　301
破産者　大木　芳嗣
異議申述期間　平成22年10月28日まで
平成22年９月２日　熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２９８号
宮崎県日南市大字星倉6323番地69
破産者　吉澤　次男
異議申述期間　平成22年10月29日まで
平成22年９月１日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３２号
栃木県小山市大字横倉新田470番地24
清算株式会社　株式会社Ｋ．Ｍ．Ｋ
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第１０２号
和歌山市湊紺屋町１丁目20番地
清算株式会社　株式会社ワカヤマ冨士ホテル
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第７号
静岡市葵区紺屋町２番地の２
清算株式会社　株式会社エイチ・アイ・エス
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３０３３号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番５号
清算株式会社　堀江繊維株式会社
代表清算人　吉田　　肇
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定における特別清算債権とは、清算株式会社に対して発生した債権のうち、平成21年10月16日（以下「特別清算開始決定日」という。）の前日までに存在した原因に基づいて発生した債権をいう。
第２　優先債権
本協定における優先債権とは、一般の優先権がある債権（公租公課債権等）をいう。
本協定日の時点で未払いの優先債権及び本協定日の翌日以降に発生する優先債権は、随時支払う。
第３　一般債権
１　本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、優先債権及び特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権を除く債権をいう。但し、すでに弁済済みの少額債権は除く。
２　弁済及び権利の変更
⑴　一般債権（以下、一般債権を有する債権者を「協定債権者」という。）の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、協定債権額の54.19％を弁済する。
⑵　権利の変更
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　追加弁済
⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（但し、追加弁済原資の金額が、追加弁済を行うために必要となる費用を下回る場合は、追加弁済は行わない。）。この場合においては、各協定債権者が⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第４　弁済に関するその他の事項
１　端数の処理
特別清算債権の弁済額の計算により生じる１円未満の端数は切り上げる。
２　弁済の方法
本協定における弁済は、特別清算債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
大阪地方裁判所第６民事部

更生債権等の特別調査期間

平成１９年（ミ）第９号
大阪市中央区南本町４丁目２番10号
更生会社　平和観光株式会社
特別調査期間　平成22年９月27日から平成22年９月29日まで
平成22年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第２号
兵庫県尼崎市次屋３丁目11番21号
再生債務者　第和工業株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く）をしてはならない。
平成22年８月31日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

監督命令

平成２２年（再）第２４号
大阪市北区中之島６丁目２番40号
再生債務者　株式会社エヌズ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満６丁目１番12号瑞穂ビル８階　延澤法律事務所　弁護士　延澤　信博
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部